

〇〇〇地区防災計画

基本方針

- ・ 地域は、地域で守る
- ・ 想定外を共助で乗り越える

令和　　年　　月　　日
〇〇集落防災会

地区の概要

(1) 地区の特徴

① 地区の範囲

○○校区、○○集落 など

② 地区の社会特性

- ・人 口： 人
- ・世帯数： 世帯
- ・高齢者人口（65歳以上）が占める割合は○%と、高齢化が進んでおり、要配慮者（災害発生時、必要な情報の把握や避難生活等に特に配慮を要する者【例】高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など）も多く存在する。
- ・□□地区は、住宅地であり、子育て世帯が多い など

③地区の災害リスク

- ・山間部の住宅地で斜面が多い地区である。
- ・土砂災害警戒区域に指定された場所がある。
- ・大雨で□□川が氾濫し、周辺地区が浸水したことがある。
- ・ハザードマップ上、○○周辺が浸水想定区域（0.5m以上3.0m未満）となっている。
- ・道路が非常に狭いため、災害発生時に緊急車両等の通行が困難になる可能性がある。 など

(2) 今後想定される災害

近年の災害は、時間雨量が100mmを超えるような豪雨や大地震など、天変地異とも言うべき自然現象による災害が発生しています。そこで、□□地区では、温暖化現象による気候変動や、地震等の被害を次のように想定します。

災害種別	想定	対策
豪雨災害	<ul style="list-style-type: none"> 斜面の多い□□地区では、土砂災害が想定される。 土砂崩れによって、県道○号線が通行不能になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難（警戒レベル3）が発令された段階で、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、避難を行う。 避難する際には、隣近所にも声をかけ、速やかな避難を心掛ける。
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の倒壊、土砂崩れ火災発生や山林火災への延焼等により、人的被害も想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所を洗い出し、防災マップ上で整理する。 防災マップを各家庭に配布する。 避難する場合、ガスの元栓等を閉めるなどの出火防止に努めるよう啓発する。

【参考】地区の過去の災害

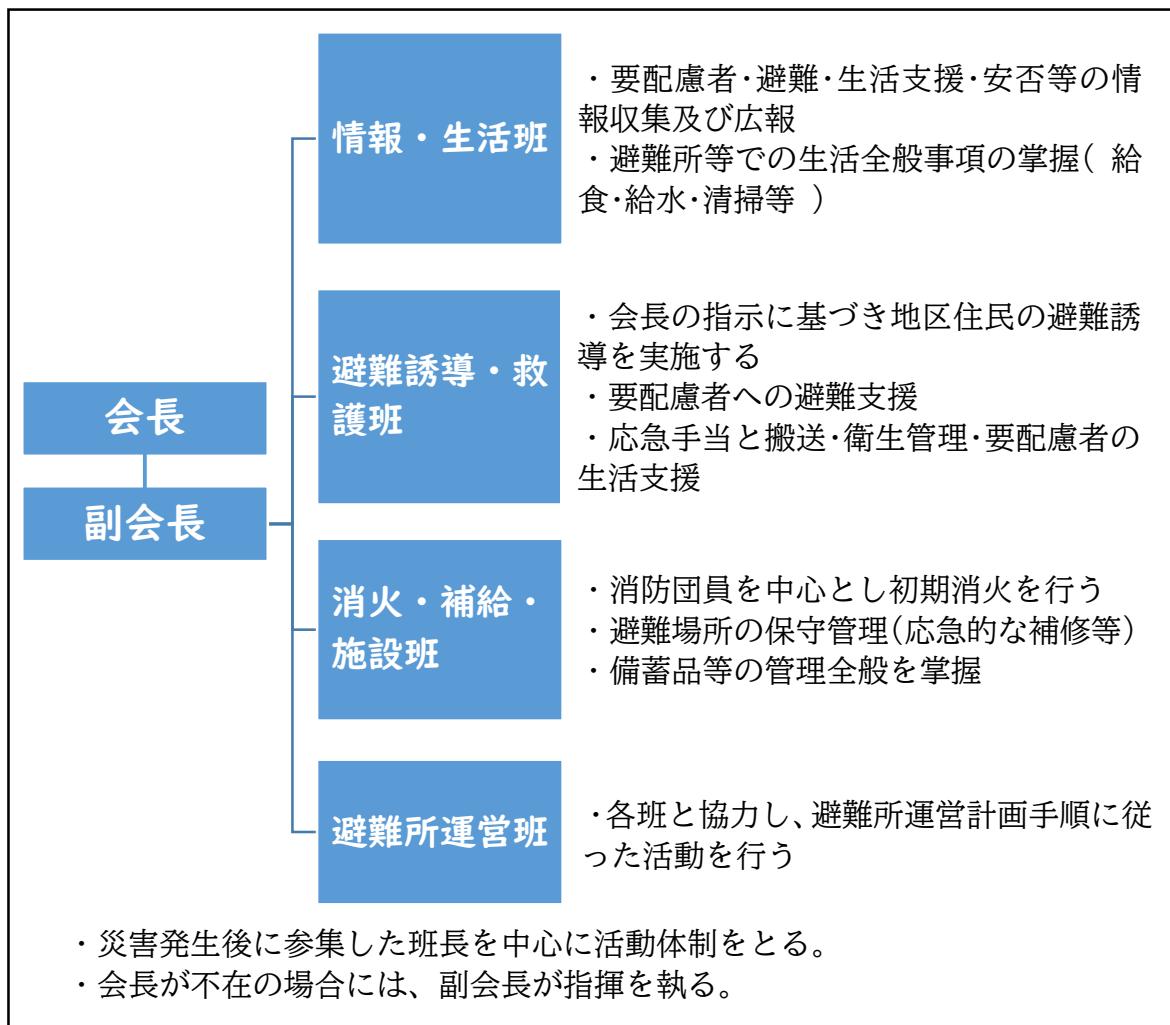
災害名称及び 災害発生年月日	災害による被害状況と当時の状況
奄美豪雨災害 平成22年10月18日	<p>奄美地方に梅雨前線が10月18日から21日にかけて停滞し、台風13号の影響で大気の状態が不安定になり雨雲が発達した。特に20日は線状降水帯の形成により古仁屋では1時間雨量が89.5mmを記録する豪雨となり、河川の氾濫や土砂崩れなどが発生した。</p> <p>□□地区では、床上浸水○世帯○人、床下浸水○世帯○人に被害があった。</p>
奄美大島南部豪雨 平成23年11月2日	<p>奄美地方で高気圧周辺からの湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったため、雨雲が急激に発達し、古仁屋では1時間に143.5mmを観測する記録的な豪雨となり、土砂崩れや浸水などが発生した。</p> <p>□□地区では、床上浸水○世帯○人、床下浸水○世帯○人に被害があった。</p>

防災活動

(1) 活動目標

迅速な安否確認体制を構築し、防災訓練を毎年実施 など

(2) 活動体制



地区内の防災に携わる団体機関等

瀬戸内町
(危機管理係)

消防団

○○介護
事務所

○○学校

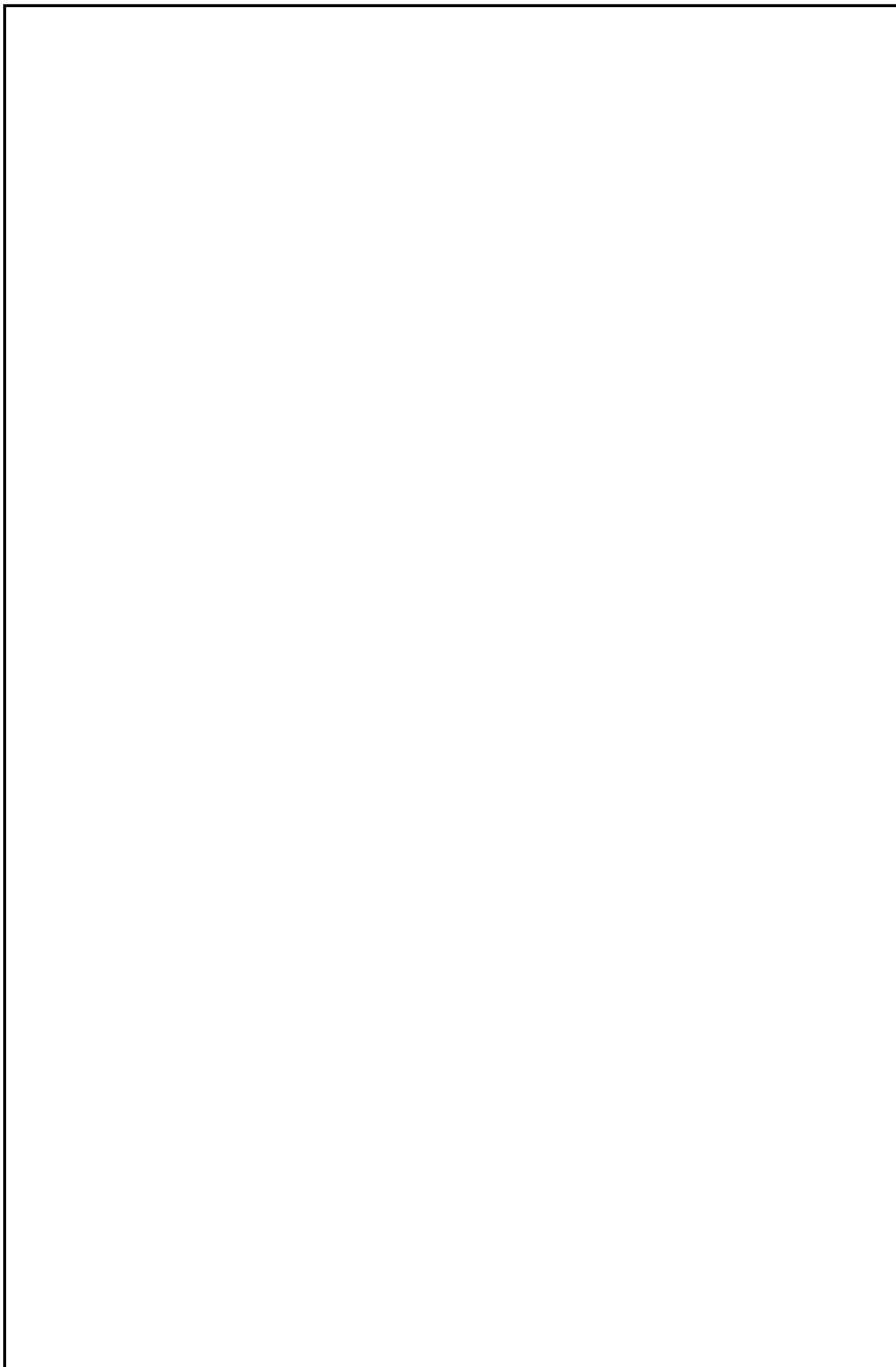
(3) 平常時における防災活動

項目	具体的内容	実施時期
防災訓練	町や消防団との防災訓練に参加する。避難所運営、避難訓練等を実施する。	毎年 12 月頃
防災知識の普及・啓発	防災研修会を開催する。	不定期
地区の安全点検	地区内の危険箇所を把握するため、地区防災マップの更新を行う。	毎年 10 月頃
要配慮者の支援体制の整備	日頃から地区居住者等と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に、要配慮者が迅速に避難できる体制を整えて、訓練を行う。	毎年 12 月頃
地区防災計画の見直し	1年間の防災活動を検証し、計画の見直しを行う。	毎年 3 月頃

(4) 災害時における防災活動

活動名	担当	活動内容
役員の招集 地区災害対策本部	会長 副会長 各班長	<ul style="list-style-type: none"> ・会長は、役員を招集し地区災害対策本部を立ち上げる。 【地震】震度6弱以上の地震発生 【風水害】警戒レベル4以上が見込まれる場合（警戒レベル3の時点で招集） <p>→組織全体の動きを把握し、災害対応に必要な人員の投入や活動調整を行う。</p>
情報収集・伝達	会長 副会長 情報・生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生、もしくは危険が予想される場合には、防災無線や連絡網等を使用し、住民に対して避難するよう呼びかける。 ・地区の被害状況を把握する →町との取り決めに基づき、地区の被災状況などをとりまとめ、コミュニティ職員または危機管理係へ報告する。
安否確認	情報・生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・地区住民の安否確認を行う。
要配慮者の支援	避難誘導・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の安全確認、避難の支援を行う。 →災害発生時の避難の特に支援を要する者の名簿（要支援者名簿）情報などを活用し、避難の支援を行う。
避難所の運営	消防・補給・施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営を行う。 →受付簿を設置し、避難者の受け入れ準備を行う。 →避難者の状況について取りまとめる。 →住民が持ち寄った食材等により、炊き出しを行う。 →避難者に困りごとがないか声かけを行う。 →防犯対策のため避難所内の巡回を行う。
消火活動	消防・補給・施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火を実施する。

地区防災マップ（土砂）



地区防災マップ（浸水）



防災関係施設・資機材等リスト

(1) 避難所

類別	施設名	住所	避難所開設者	電話番号
指定緊急避難所	公民館			
	高台			
指定避難所	公民館		自主防災組織	
	学校			

(2) 関連機関・施設の連絡先

類別	施設名	住所	電話番号
市町村	瀬戸内町危機管理	古仁屋船津 23	0997-72-1070
医療機関	へき地診療所	古仁屋瀬久井西 13-2	0997-72-3211
消防署	瀬戸内消防分署	古仁屋 1283-175	0997-72-1190
警察	瀬戸内警察署	古仁屋 1283-24	0997-72-0110
電気	九州電力送配電		0800-777-9453
ガス	富田商事		
水道	瀬戸内町水道課	古仁屋船津 23	0997-72-1057

(3) 保有防災資機材リスト

地区防災タイムライン

自主防災組織タイムライン（水害版）

警戒 レベル	気象庁が発表	〇〇地区 自主防災組織	住民	瀬戸内町
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	命の危険が迫っているため 直ちに安全を確保		緊急安全確保
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	一般住民への避難呼びかけ 避難誘導開始	危険な場所から 全員避難	災害対策本部の設置 避難指示の発令
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	地区災害対策本部設置 被害、避難状況の全体把握 要配慮者への支援開始	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難の発令
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報	役員へ連絡 住民への注意喚起 地区の状況確認	自らの避難行動 を確認	防災行政無線で、住 民へ注意喚起の放送
1	早期注意情報	テレビや地方気象台ホームページ等から情報を収集		

大雨や台風による水害

（避難体制）

- 災害に応じた個別避難計画を策定して、普段から避難先や避難経路、避難のタイミング、持ち出し品、緊急連絡先、同行者(支援者)等を決めておく。
- 避難行動支援者（自力で避難することが難しい人や、避難に時間がかかる人や避難生活に配慮が必要な人）については、自主防災組織(以下自主防と称する)で支援することが望ましい。なお個別避難計画を基に作成した要配慮者及び支援名簿に記載されている人については、個人情報の開示許諾を得た上で、町へ情報提供することが出来る。
- 避難する場合は、近隣に声掛けをし、お互いに安否確認を行うよう努める。
- 警戒レベル1または2の時（災害が予見される時）
町や気象台(名瀬測候所)からの情報に留意して、早期対応(準備)を心掛ける。

- ・ 警戒レベル3の時（町が高齢者等避難情報を出した時）
危険な場所にいる高齢者や避難に時間がかかる人は、個別避難計画で事前に決めておいた避難先（避難所の他に親類宅や宿泊施設等も考慮する）に直ちに避難する。また、事前避難等についても、検討する事が望ましい。
- ・ 警戒レベル4の時（町が避難指示の情報を出した時）
危険な場所にいる全ての人は、事前に決めておいた場所（避難所に限らず親類宅や宿泊施設等も考慮する）へ避難する。また、事前避難等についても検討することが望ましい。自宅避難を選択した人は、支援がない場合を想定して、水や食料等その他必要な物の備蓄（最低でも3日間分）を行い安全確保に努める。
- ・ 警戒レベル5の時（町が緊急安全確保状況を出した時）
危険な場所にいるすべての人は、避難所等へ避難することを諦め、自分の身を守る最善の行動をとる。
(例)山裾・付近の住人は、崖と反対側の部屋や2階等へ自宅内・垂直避難をする。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	数値での発表	巨大地震の場合の発表	取るべき行動
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超	巨大	ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
		10m		
		5m		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合	3m	高い	ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合。	1m	表記しない	海の中にいる人はただちに海から上がり、海岸から離れる。

地震発生等に伴う津波

（避難体制）

- ・ 時間的余裕が無い場合が考えられ、初動体制等含め地区全体で取組む必要がある。
エリアメールや町からの情報・気象台の発表する津波注意報・警報等の情報に留意して、早期対応を心掛ける。避難が難しい場合は、2階等へ自宅内・垂直避難を行い高所への避難を心掛ける。

（避難所体制）

- ・ 指定緊急避難場所への経路を集落活動に合わせて検討しておくことが望ましい。
- ・ 避難所の運営について、避難所運営計画手順を作成する。

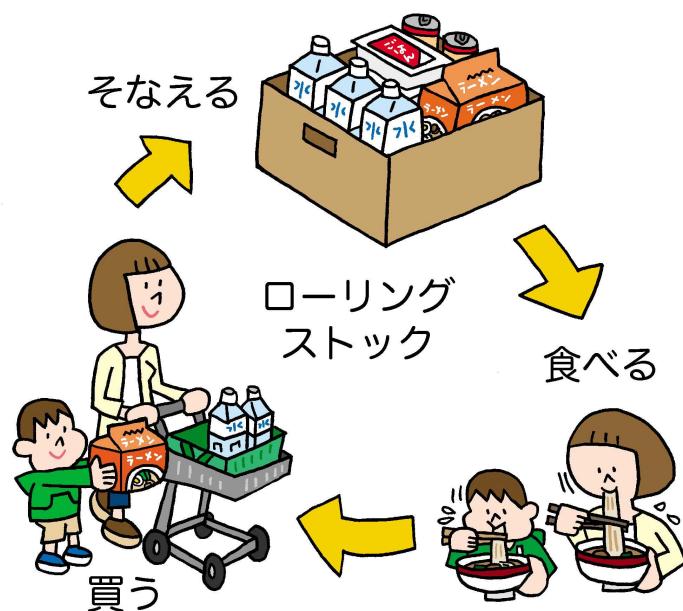
- ・ 災害に合わせて、自助・共助の精神に則って避難場所を定め、自主運営が出来る様にしておく。
 - ・ 公的施設を利用する場合は、管理者側と事前協議を行う。
- ※ 指定避難所とは避難生活を送る場所。指定緊急避難場所は命を守るために一時的に避難する場所のこと。

防災訓練にすること

- ・ 自主防災、または隣接の集落と連携して、集落行事や総会等に合わせて年1回程度の防災訓練を実施することが望ましい。訓練の内容は、実動訓練に限らず、図上訓練や情報伝達訓練も含まれる。(町の防災訓練等へ積極的に参加)

備蓄にすること

- ・ 各世帯では、最低でも3日分の飲料水と食料の備蓄に努め、防災訓練の際に数量や消費期限を確認する。消費期限を迎えるものは使用(消費)し、新しい物と買い替えることが(ローリングストック)望ましい。



集落防災会規約

(名称)

第1条 この会は、 集落防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、 集落区長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自治活動による自主的な防災活動を行うことにより、風水害その他の災害（以下「風水害・津波等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及

（2）風水害に対する予防

（3）風水害・津波等の発生時における情報の収集伝達、避難誘導、初期消火等の応急対策

（4）前号に関する訓練

（5）資機材・備蓄品等の整備

（6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、 集落在住の乳幼児及び体調不良な高齢者等本会の活動が不可能と思われる者を除く集落民全員を持って構成する。

2 会員は、役員に対しての支援・協力及び指示に従うものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

（1）会長 1名（但し、集落区長をもってあてる。）

（2）副会長 若干名（但し、消防団員をもってあてる。）

（3）班長 若干名（但し、青壮年団・婦人・集落委員の代表をもってあてる。）

（4）班員 集落居住の青壮年団・婦人会員・集落委員・学校職員はどちらかの班に属するものとする。

2 役員の任期は3年とする。

第7条 役員は、別に定める 地区防災計画に基づく職務を行う。

(総会及び役員会)

第8条 総会は、必要に応じて集落の総会と同時に開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

(防災計画)

第9条 本会は、第4条の定める事業を行うため 地区防災計画を作成する。

(会費及び経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、集落費その他の収入をもって充てる。

2 本会の、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議し総会で決議する。

付則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

地区防災計画策定に伴い制定 令和 年 月 日

集落防災会（自主防災組織・地区防災計画組織表）

会長	
副会長	

■情報・生活班

氏名		連絡先	備考
班長			
副班長			
班員			

■避難誘導・救護班

氏名		連絡先	備考
班長			
副班長			
班員			

■消化・補給・施設班

氏名		連絡先	備考
班長			
副班長			
班員			

■避難所（避難場所）運営計画手順

自主防災組織（以下、自主防）は、災害時に避難所などを適切に運営できるよう、普段から管理者と協議して以下の通りに準備しておく。

① 平時

予想される避難場所の周辺整備を定期的に行い、避難経路の確認を行う。避難場所内の経路整備は、地区全体の避難経路把握整備を兼ねることが出来る。少なくとも年に1回、地区防災計画・個別避難計画・避難所運営手順の見直しを行い避難所の収容人員・要配慮者数を把握しておく。

定期的（防災訓練を実施する際など）に、避難所内のスペースの割り振り（レイアウト）や運営人員・方法の検討を行う。

定期的に、備品（数量）備蓄品（消費期限）の点検を行う。〈一覧表の作成〉消費期限が近いものは、地区行事や防災訓練等で消費する。足りない物は、自主防の役員会で検討し隨時購入する。

② 台風（風水害）や大雨（水害・土砂災害）等、災害が予見される時

自主防役員・避難所運営班員は、気象台や町の防災情報に留意し、警戒レベル3の高齢者等避難が発令された際は、直ちに避難場所を開設出来るように以下の準備を行う。

- ※ 避難所に自主防役員（避難所運営班員）を招集し情報収集・開設準備を行う。
- ※ 個別避難計画名簿を点検し、避難者数の把握を行う。
- ※ 受付用品や毛布・応急手当品等の備品確認を行う。
- ※ 避難スペースの整理を行う（要支援者やペット同行者の配置に留意する）。
- ※ 必要に応じて炊き出し等の準備を行う。

③ 地震や津波、その他予見できない災害（大火災）等が発生した場合

すべての地区住民は、自身や家族の安全を確保した後、必要に応じて、出来る範囲で避難所の運営に参画することが望ましい。ただし、この項はあくまでも自助・互助・共助の精神に基づくもので、活動を強制するものではない。

- ※ 避難所が使用可能な状態であるか安全確認を行う。
- ※ 安全が確認された場合、避難者の受入れ準備を進める。
- ※ 上記の他、トイレの確保、並びに水道・電気の状況を確認する。
- ※ 断水の時は給水の手配、停電の時は、発電機等の準備を行う。

■避難所運営（運営業務）

開設後、避難所運営班員は、自主防役員らと協力して以下の業務を行う。

■避難所管理業務

- ※ 受付付近に掲示板を設置し、避難時のルール等の必要事項を掲示する。
- ※ 必要に応じてスペースの配置（レイアウト）変更を行う。
- ※ 地区防災計画に基づく本部機能を司る（自主防役員と連携）
- ※ 備蓄品（飲料水・食料）等の管理を行う。

■避難所受付業務

- ※ 避難所出入口付近に受付を設け、名簿を作成して避難者、要支援者の把握（受入・退出）を行う。
- ※ 名簿を基に安否確認を行う。
- ※ けが人・病人がいる場合には、救護班へ引き継ぐ。

■避難誘導業務

- ※ 避難スペースの配置に従い誘導を行う。
- ※ 要配慮者(観光客・外国人含)、けが人・病人の支援を行う。

■給水・給食業務

- ※ 必要に応じて飲料水の配給と炊き出しを行う。

■避難所運営が長期化した時

交代要員の補充を考慮しながら以下の業務を行う。

1 避難所管理業務

- ※ 揭示板・必要事項等の随時更新を行う。
- ※ 地区防災計画に基づき、備蓄品の管理を行い、不足している物品、支援物資を町へ要請する。
- ※ 支援物資や災害ボランティアの受け入れを行う。
- ※ 避難所運営会議を開き、避難所の状態(避難者数・物品管理・困り事や解決)を役員で共有し、その対策を講じる。
- ※ 避難所で起こったあらゆる出来事を記録しておき、町へ報告する。

2 避難所受付業務

- ※ 避難所出入口の受付で名簿を基に避難所の入退所管理を行う。

3 避難誘導業務

- ※ 避難スペースの配置に従い誘導を行う。
- ※ 要配慮者(観光客・外国人含)、けが人・病人の支援を行う。

4 給水・給食業務

- ※ 必要に応じて引き続き、飲料水の配給と炊き出しを行う。
- ※ 飲料水・食品・食材等の受入れを行う。
- ※ 調理スペースの衛星管理を行う。
- ※ 支援物資の配給作業を行う。

5 衛生管理業務

- ※ 必要に応じて引き続き、飲料水の配給と炊き出しを行う。
- ※ 病人やけが人を含め、避難者の健康管理(調子の悪い人の把握)を行う。
- ※ 生活不活病症候群の予防に努める。

6 その他

- ※ 手順書に無い事項は、その都度自主防・避難所運営の役員会で協議する。
- ※ 運営等について、町等から指示があった場合には、速やかに従う。

個別避難計画の作成に当たっての説明

避難行動要支援者 各位

個別避難計画は、高齢者や障害者等・避難行動要支援者名簿に記載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載した計画です。

この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。

作成に当たっては、必要な範囲で、支援実施者の候補者や、避難先の候補施設の管理者等の関係者に名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は支援実施関係者に、②災害が発生、または発生する恐れがある場合には支援等の実施に必要な限度で、支援等関係者、その他の者に、個別避難計画の情報を提供します。

以上のこととを承知し、個別避難計画書の作成に同意することにより、避難行動要支援者(あなた)は、避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが支援実施者や、その家族等の安全が前提のため、同意によって支援が必ずなされることを補償するものではなく、又、支援実施者等の関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

令和 年 月 日
集落防災会

個別避難計画（様式）

集落防災会 個別避難計画

令和 年 月 日 作成

(ふりがな) 氏名		男	年 月 日 生 歳
		女	血液型 A · B · O · AB
住 所	瀬戸内町	□	
		携帯	

避難行動（大雨・台風など）

- ・避難場所（しない場合は自宅を記入）
- ・家人ごとに個別記載（全員分）
- ・避難するタイミング（具体的に）
- ・同行者（支援者／連絡先）

避難行動（地震・津波など）

- ・避難場所（高い場所へ速やかに）
- ・家人ごとに個別記載（全員分）
- ・避難するタイミング（具体的に）
- ・同行者（支援者／連絡先）
- ・避難方法（なるべく徒歩で）

避難行動（その他の災害・火災など）

- ・避難場所
- ・同行者（支援者／連絡先）
- ・避難方法（車・徒歩など）
- ※ 持ち出し品（リュック等に詰めておく）
- ※ 緊急連絡先 ① 関係 -
- ※ 緊急連絡先 ② 関係 -
- ※ かかりつけの病院・先生 -
- ・民生委員・ケアマネ等
- ・避難時等の留意事項
- ・備考（特記事項） 使用中の医療機器等

※ 上記の記載内容について災害発生時のための個人情報公開に同意します。

氏名（自筆）

印

（代筆）

印

個別避難計画の留意点確認表

下記ににあてはまるものがあれば し留意・特記事項に記入すること。

① 避難するときに配慮する事項

- 介護保健の認定を受けている（要介護状態の区分）
- 手帳所持（障害名・等級）を記入
- 難病の特定医療費等の支給認定を受けている。
- 医療機器の装着等をしている。（何の機器か？わかる範囲で）
- 自力での歩行が困難（立つことができない・車いすでの生活）
- 物が見えない（見えにくい）
- 言葉や文字の理解が難しい。
- 耳が聞こえにくい（左右どちらから話した方が良いか？）
- 危険なことを判断できない。
- 顔を見ても家族や知人がわからない。

② 特記事項

- ハザードマップの危険区域内に自宅がある。（土砂災害・津波）
- 過去に自宅及び周辺が浸水したことがある。（大雨など）
- 常備薬（何の薬か？わかる範囲で）

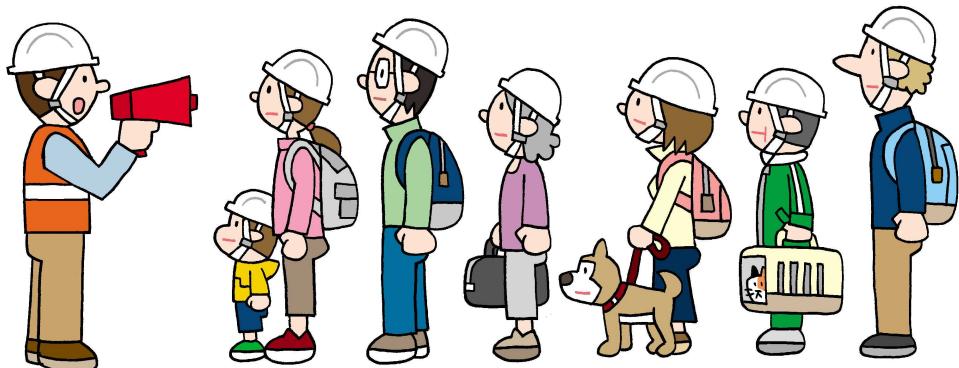
③ 下記の物を日頃から準備して、持ち出せるようにしておきましょう。

- 飲料水（1日3㍑）
- 非常食（レトルト食品）
- 現金・貴重品
- 懐中電灯・乾電池
- 服用中の薬
- 衣類（下着類）
- 眼鏡・コンタクトレンズ
- 携帯電話（充電器）
- 生理用品
- オムツ（大人・子ども）
- ミルク（子ども用）
- 介護用品 等
- 防寒具（季節に応じた）
- 携帯ラジオ 等



～災害から身を守るために～

- ◆ 個別避難計画に必要な事項を記入しましょう
- ◆ 普段から災害や防災について、家族・近所の人と話し合いましょう。
- ◆ 防災ハザードマップで避難先や避難経路の確認をしましょう。
- ◆ 非常時の持出品を準備しておきましょう。
- ◆ 月に一回は持出品のチェックをしましょう。
- ◆ 発表される気象情報や町の避難情報等を確認しましょう。
- ◆ 避難が困難な人は、支援してくれる人をお願いしましょう。
- ◆ 緊急時には命を守る行動をとりましょう。
- ◆ 避難する時には、隣近所で声を掛け合いましょう。
- ◆ 避難所ではお互い・みんなで助け合いましょう。
- ◆ 防災訓練・避難訓練に積極的に参加しましょう。



自助～互助～共助

- ・ この計画は、年度ごとに要配慮者や班の編成・備蓄品の見直し等を行う。
- ・ この計画の内容は、自治会の総会等において改訂することができる。
- ・ 変更した際には、速やかに瀬戸内町(総務企画課・危機管理係)に届け出る。
- ・ この計画は令和　年　月　日より施行する。